

国立大学法人九州大学防火・防災管理規則

平成16年度九大会規第13号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大会規第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人九州大学における火災を予防するとともに、火災及び地震等の災害による被害を軽減するため、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、防火管理及び防災管理上の取扱い（以下「防火・防災管理」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防火・防災対象物 土地以外の国立大学法人九州大学不動産等管理規程（平成16年度九大会規第7号。以下「不動産等管理規程」という。）第2条第2項第1号から第3号までに掲げる不動産等及び当該不動産等に附属するもの（電気、ガス等のエネルギーを含む。）をいう。
- (2) 部局 前号に規定する防火・防災対象物を管理する部局をいう。
- (3) 防火・防災管理管轄区域 前号に規定する部局が管轄する区域をいい、不動産等管理規程第5条の規定により各部局長が補助執行する不動産等の区域と同一の区域をいう。
- (4) 建物 第1号に規定する防火・防災対象物のうち、国立大学法人九州大学会計規則第29条に規定する固定資産台帳に登録されている建物をいう。
- (5) 管理部局 前号に規定する建物を管理する部局（建物を共同で管理している場合は、主として建物を管理している部局）をいう。
- (6) 部局長 部局の長をいう。
- (7) 管理部局長 管理部局の長をいう。
- (8) 地震等の災害 法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第45条に規定する災害をいう。

(借用防火・防災対象物)

第2条の2 本学が、本学以外の者から借用する防火・防災対象物の防火・防災管理については、この規則を準用する。

(総括等)

第3条 総長は、管理権原者として、防火・防災管理に関する事務を総括する。

2 事務局長は、総長を助け、防火・防災管理に関する事務を整理する。

(管理権原の分掌及び職務権限の委任等)

第4条 総長は、各部局の防火・防災管理管轄区域における管理権原を各部局長に分掌させるものとし、防火・防災管理に係る職務権限を委任するものとする。ただし、当該防火・防災管理管轄区域内にある防火・防災対象物のうち防火・防災管理に支障が生じる物については、別に定めるところにより、他の部局長に管理権原を分掌させ、防火・防災管理に係る職務権限を委任することができる。

2 同一の防火・防災対象物に複数の部局の防火・防災管理管轄区域がある場合には、主として管理する部局を主体として共同で防火・防災管理を行うものとする。

(部局長の責務)

第5条 部局長は、所属職員を指揮監督して、当該防火・防災管理管轄区域の防火・防災管理に関する諸活動を総括する。

(役員、職員及び学生の責務)

第6条 役員、職員及び学生は、この規則の定めるところに従って、防火・防災管理に関する諸活動に従事するものとする。

(防火・防災管理者)

第7条 管理部局に、法第8条及び第36条の規定に基づき、防火・防災管理者を置く。

2 各管理部局の防火・防災管理者は、別に定める。

3 防火・防災管理者は、管理部局が第4条各項の規定により単独又は主体となって共同で管理する防火・防災対象物（以下「管理対象物」という。）について、当該管理部局長の監督の下に、令第4条及び第48条の規定を遵守し、防火・防災管理上必要な業務を行うものとする。

4 管理部局長は、防火・防災管理者の選任又は解任があったときは、総長に報告しなければならない。

（警備主任等の任命）

第8条 部局長は、所属職員のうちから、次の表の左欄に掲げる警備主任、警備員又は火気取締責任者に、同表の右欄に掲げる者をそれぞれ定め、総長に報告するものとする。

警備主任	不動産等監守者の職にある者
警備員	不動産等補助監守者の職にある者
火気取締責任者	研究室、実験室及び事務室等ごとに防火・防災対象物の事情に最も詳しい職員で、相当の職にあるもの

2 部局長は、前項の規定により難いと認めるときは、警備主任、警備員又は火気取締責任者に、前項の表の右欄に掲げる者以外の者を定めることができる。

（警備主任等の責務）

第9条 警備主任は、部局長の命を受け、防火・防災管理者に協力して防火・防災管理受持区域（不動産等監守者の監守区域をいう。）における防火・防災管理上必要な業務を行うものとする。

2 警備員は、警備主任の命を受け、防火・防災管理上必要な業務に従事するものとする。

3 火気取締責任者は、警備員の命を受け、防火・防災の任に当たるものとする。

（消防計画）

第10条 管理部局長は、法第8条及び第36条に基づき、防火・防災管理者に命じて、管理対象物の消防計画を作成させなければならない。

2 防火・防災管理者は、消防計画を定めたとき又は変更したときは、速やかに総長に報告しなければならない。

（消防用設備の台帳作成等）

第11条 部局長は、防火・防災管理管轄区域における消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。以下同じ。）の台帳を作成しなければならない。

2 警備主任は、消防用設備等の設置場所を標識により表示し、及びその使用方法等を明示し、並びにこれらのことを職員及び学生に周知徹底させなければならない。

（自衛消防隊）

第12条 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行わせるため、次の各号に掲げる地区に自衛消防隊を置く。

- (1) 箱崎地区
- (2) 馬出地区
- (3) 筑紫地区
- (4) 伊都地区
- (5) 病院福岡地区
- (6) 病院別府地区
- (7) 大橋地区
- (8) 農学部附属演習林地区

- 2 自衛消防隊は、別表第1（1）のとおり本部隊及び地区隊で組織し、それぞれ隊長及び副隊長を置く。ただし、前項第6号から第8号までの地区にあっては、地区隊のみで組織するものとする。
- 3 本部隊の隊長は、当該地区に所在する部局長から選出する。
- 4 本部隊の隊長は、自衛消防隊を指揮監督するとともに、自衛消防隊を統括させるため、統括管理者を置く。
- 5 本部隊の隊長は、別表第1（2）により本部隊を編成するものとし、編成したときは、所要の事項を総長に報告しなければならない。当該事項に変更があったときも同様とする。
- 6 部局長は、別表第1（3）により地区隊を編成するものとし、編成したときは、所要の事項を本部隊を置く地区にあっては本部隊の隊長に、本部隊を置かない地区にあっては総長に報告しなければならない。当該事項に変更があったときも同様とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、一部局で地区隊を編成することが困難な場合は、複数の部局で共同して編成することができる。

（火気使用器具等及び消防用設備等の確認又は点検等）

第13条 部局長は、法第8条の2の2、第17条の3の3及び第36条の規定に基づき、火気使用器具及び設備（以下「火気使用器具等」という。）並びに消防用設備等の安全確認又は点検を次の表に定めるところにより実施するものとする。ただし、安全確認又は点検のうち、法等で点検資格者の要件が定められているものについては、所定の要件を満たした者に実施させるものとする。

確認又は点検事項	確認又は点検を行う者
火気使用設備器具等の安全確認	火気取締責任者
消防用設備等の管理状況の確認	火気取締責任者
火気使用器具等の管理状況の点検	火気取締責任者
防火戸等及び火気使用施設の管理状況の点検	警備員
防火避難設備及び消防水利設備の障害物の排除並びに危険物等の管理状況の点検	警備員
消防用設備等の点検	警備員

- 2 部局長は、前項の消防用設備等の点検の結果を所轄の消防署長等に報告しなければならない。
（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の申請等）

第14条 通常火気を使用しない場合において、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をしようとする者は、5日前までに、別記様式による申請書を当該防火・防災管理管轄区域の部局長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 部局長は、前項の許可をしたときは、直ちに総長及び所轄の消防署長等に届け出なければならない。

（異常気象時における火気使用の制限等）

第15条 部局長は、異常乾燥、強風その他の原因で火災発生のおそれがある場合には、警戒体制をとり所属の職員及び学生に注意を喚起するとともに、必要に応じて、火気使用の制限又は禁止を命ずることができる。

（非常持出品の指定等）

第16条 部局長は、あらかじめ非常持出品を指定し、かつ、表示するとともに、その保管場所

を明示し、火災時の搬出順序等を所属職員に指示しておかなければならない。

(消火等の訓練)

第17条 管理部局長は、令第4条第3項及び法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項の規定に基づき、防火・防災管理者に命じて、防火・防災訓練を定期的に行わせなければならない。

2 前項の防火・防災訓練は、できるかぎり関係部局が合同して行うものとする。

3 管理部局長は、所轄の消防署等の実地指導を受けて第1項の防火・防災訓練を実施する場合には、あらかじめその旨を総長に報告しなければならない。

(火災発見者等の措置)

第18条 火災を発見した者は、直ちに消防署等及び別表第2に定める非常警報先に通報するとともに、初期消火に努めなければならない。

2 前項の通報を受けた者は、消防署等に連絡するとともに、事務局の非常警報先に通報しなければならない。

(出火部局の措置)

第19条 部局長は、当該防火・防災管理管轄区域において火災が発生した場合には、消防職員又は消防団員（以下「消防職員等」という。）が到着するまでは、自衛消防隊と連携して、所属の職員及び学生を消火に従事させるとともに、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 火災対策本部を設け、標識等によりその所在を表示すること。

(2) 電気に関しては、電源（消防用設備等の回路を除く。）を遮断するなど、速やかに危険防止の処置をすること。

(3) ガスの主導管を閉止すること。

(4) 防火用水の水利をよくするために臨機の処置をすること。

(5) 防火用水の水圧を低下させないように消火栓の使用数及び開閉に注意すること。

(6) 発火性及び引火性危険物を安全な場所に移すこと。

(7) 非常持出品等を搬出し、一定の場所に置いて厳重に看守すること。

(8) 非常口を開放し、誘導すること。

(9) 避難所を安全な場所に選定すること。

(10) 避難通路を表示し、誘導すること。

(11) 避難器具を設営し、誘導すること。

(12) 負傷者等を救護すること。

(13) 他の部局に応援を求めること。

(14) その他火災対策上必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、消防職員等の出動があったときは、役員、職員及び学生は、消防職員等の指示に従って消火等の活動に協力しなければならない。

(火災時又は地震等の災害発生時における門の管理)

第20条 部局長は、火災又は地震等の災害が発生した場合には、門の管理を特に厳重にし、必要に応じて、次の各号に掲げる者以外の者の出入りを禁止するものとする。

(1) 役員、職員及び学生

(2) 消防職員等及び警察官

(3) その他必要と認める者

(調査及び報告)

第21条 部局長は、火災又は地震等の災害の鎮静後、その原因、損害その他必要な事項を調査し、速やかに総長に報告しなければならない。

(火災及び地震等の災害以外の災害への準用)

第22条 風水害その他の災害については、特に定めがあるもののほか、この規則を準用する。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、病院長は、患者の救出及び避難等に関する事項について

て別に定めるものとする。

第24条 この規則に定めるもののほか、高圧ガス及び放射性同位元素等を取り扱う施設並びに電気工作物に係る防火・防災管理に関しては、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大会規第21号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大会規第7号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大会規第11号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大会規第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第1号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大会規第8号)

この規則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年7月2日から適用する。

附 則 (平成19年度九大会規第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大会規第4号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大会規第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第9号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第16号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第20号)

この規則は、平成21年12月9日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第27号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第1号)

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大会規第7号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第13号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、別表第1の応用知覚研究センターに係る改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第18号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第35号)

1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1に規定するカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所及びロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センターに係る改正規定は、平成22年12月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大会規第39号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大会規第8号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大会規第17号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大会規第29号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大会規第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大会規第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大会規第5号）

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

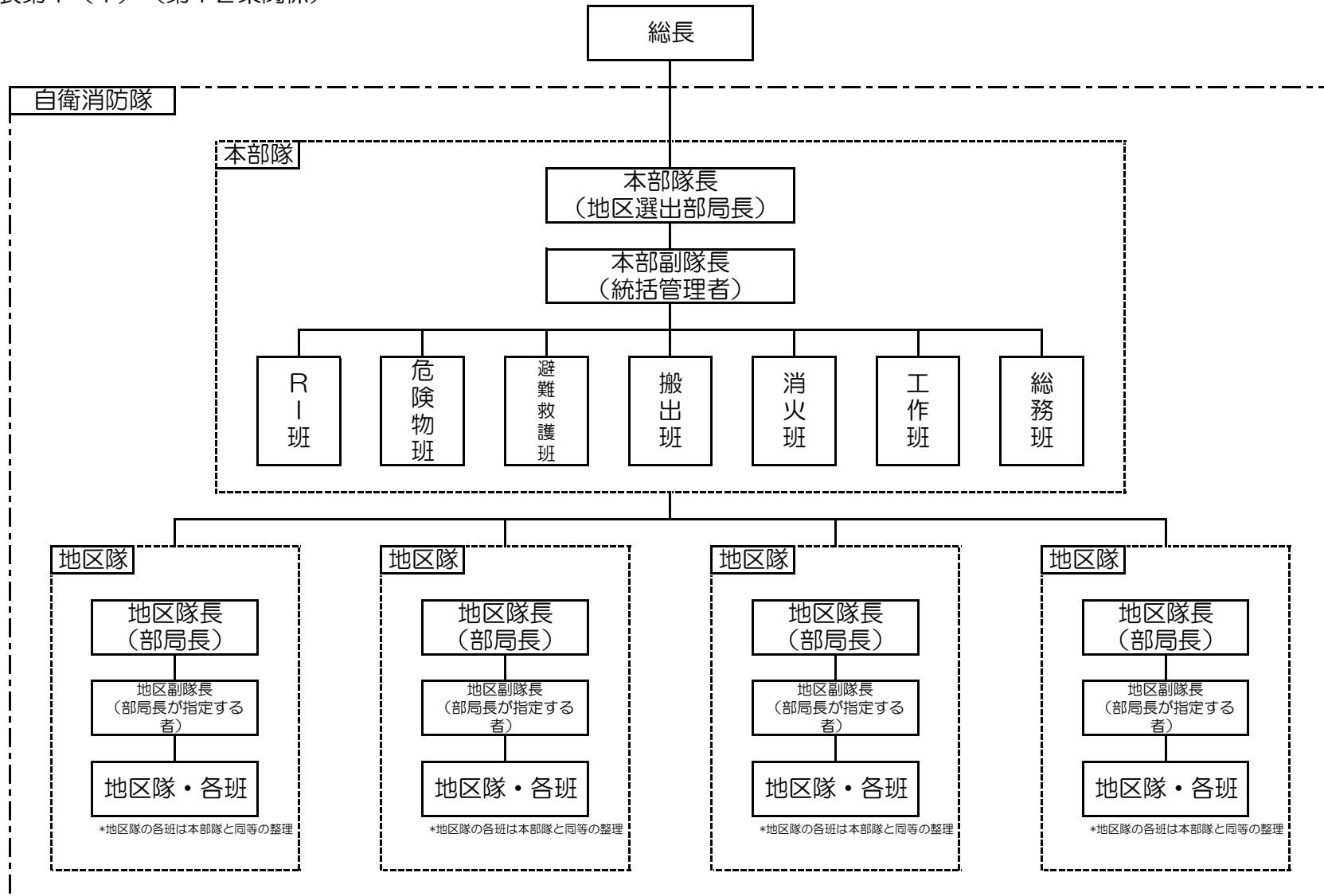
附 則（令和2年度九大会規第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大会規第1号）

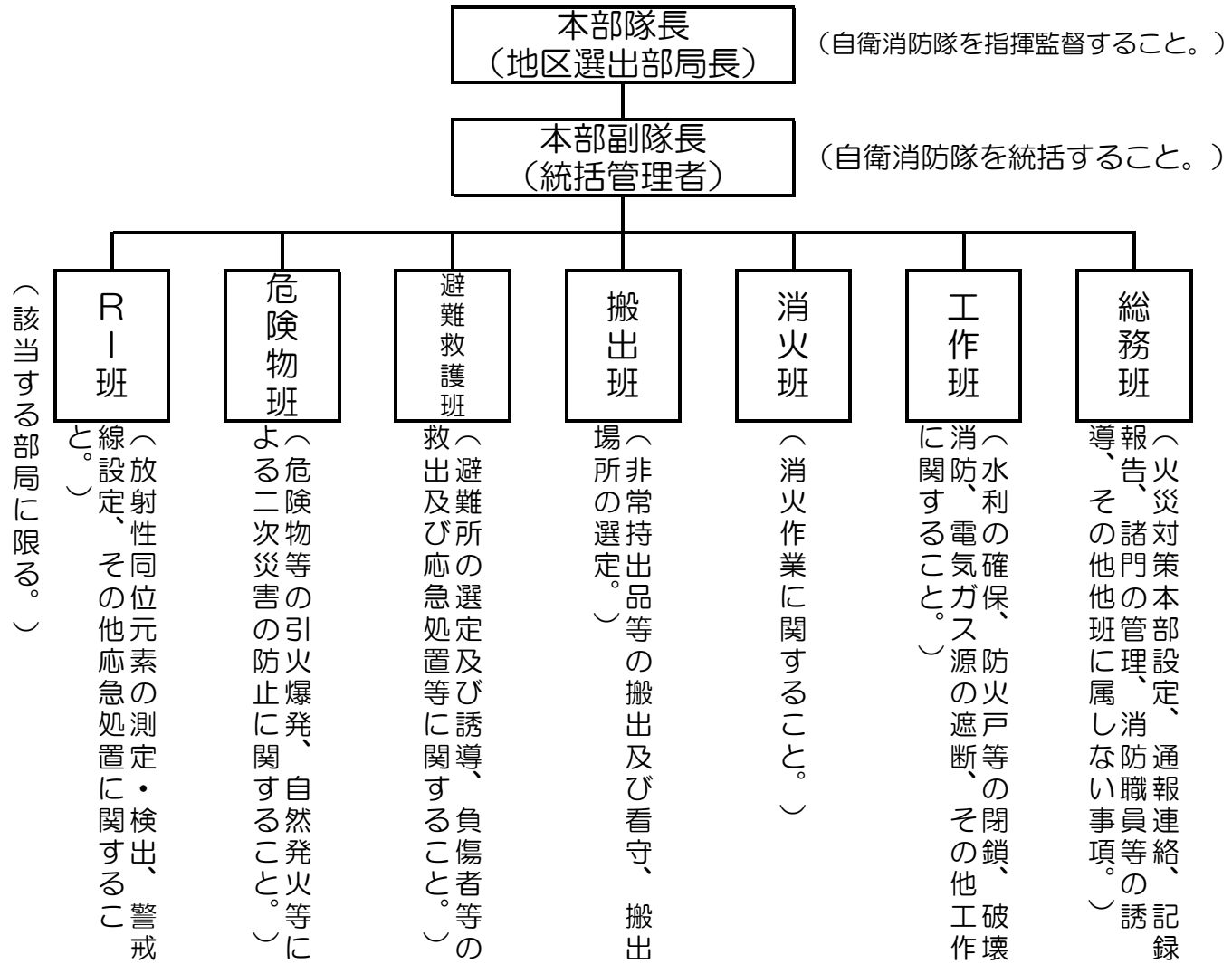
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (1) (第12条関係)



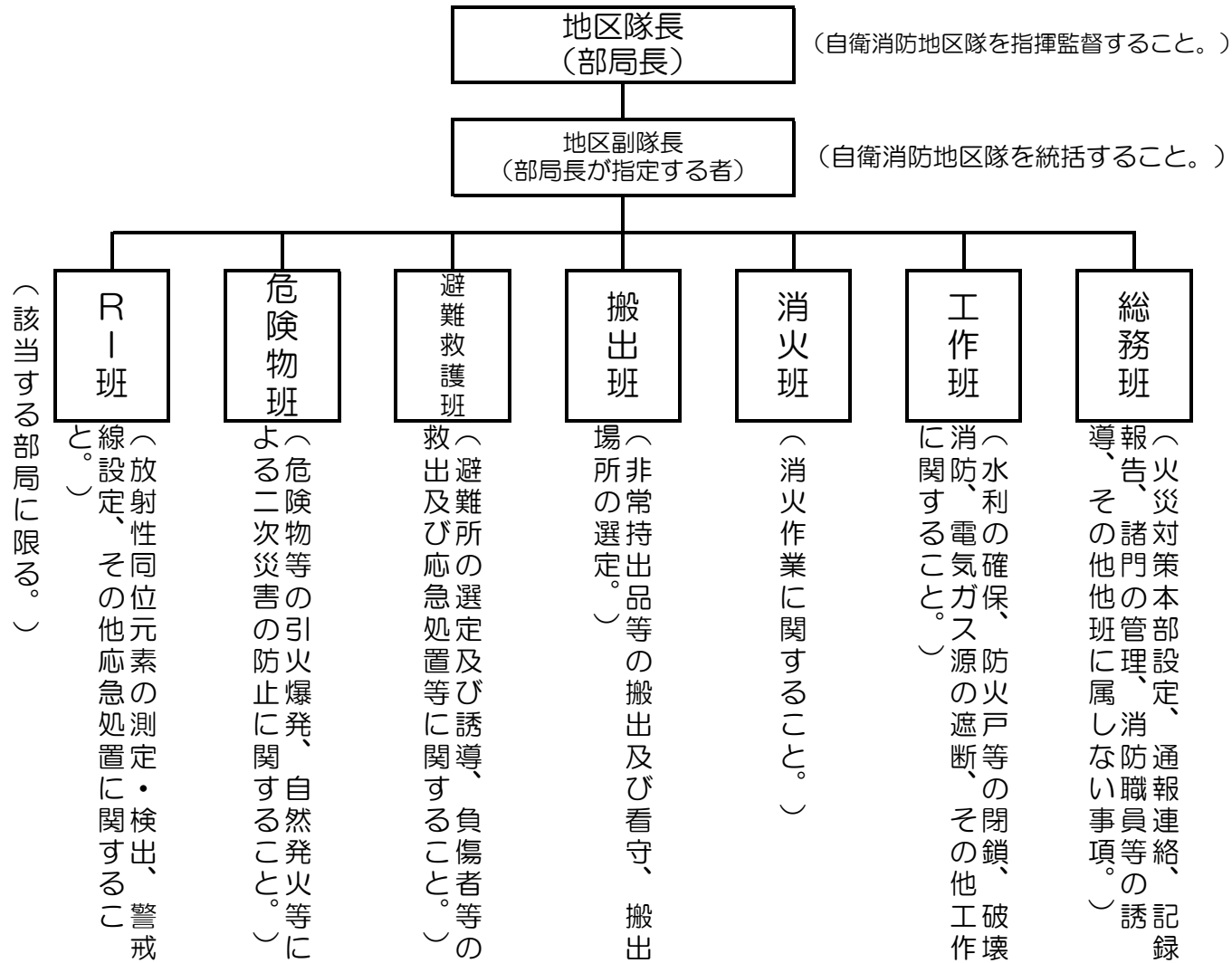
自衛消防隊編成基準

別表第1 (2) (第12条関係)



自衛消防本部隊編成基準

別表第1 (3) (第12条関係)



自衛消防地区隊編成基準

*必要に応じ、地区隊長の下に複数の地区副隊長を置き、それぞれに各班を設置することができる。

別表第2(第18条関係)

非常警報先一覧表

地 区	非 常 警 報 先 (勤 務 時 間)	非 常 警 報 先 (勤 務 時 間 外)
箱 崎 地 区	各部局庶務担当係等(ただし、病院福岡地区にあつては防災センター)	警備員詰所
馬 出 地 区		警備員詰所
筑 紫 地 区		警備員詰所
伊 都 地 区		警備員詰所
病院福岡地区		防災センター
病院別府地区		病院別府病院宿直室
大 橋 地 区		警備員詰所
附属演習林		農学部等事務部演習林事務室長が別に定める者
その他の地区		当該地区を管轄する部局の勤務時間外における非常警報先に同じ

別記様式(第14条関係)

火災と紛らわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為申請書

部 局 長 殿		年 月 日	
申請者			
住所		(電話 番)	
氏名			
予 定 日 時	自 至		
場 所			
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量		燃 焼 方 法	
目 的			
行 為 者	所 在 地		
	名 称		
	現 場 責 任 者	(電 話 番)	
そ の 他 必 要 な 事 項			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 2 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他の参考事項を記入すること。